

2018年度 第2回
町田市障がい者施策推進協議会

平成30年7月27日（金）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時31分 開会

○中島担当課長 では、定刻になりましたので、本日の会議を始めたいと思います。

本日の司会を務めます障がい福祉課担当課長の中島です。よろしくお願いいたします。

では、これから2018年度第2回町田市障がい者施策推進協議会を始めたいと思います。

本日は、傍聴人の方はいらっしゃっていません。

また、本日の会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。

会議録は、町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、町田市のホームページに掲載させていただきます。ご理解をお願いいたします。

また、本日、聴覚障がいの方の情報保障として手話通訳の方にも同席いただいております。発言者の方は、前の方の通訳が終わりましてからお名前をおっしゃった後、次の発言をしていただきますようご配慮をよろしくお願いいたします。また、玉木委員は本日少しおくれるということでご到着されておりませんので、玉木委員ご到着後、発言は心がけていただきますようよろしくお願いいたします。

では、これより2018年度第2回町田市障がい者施策推進協議会を開催いたします。

まず事前に送付しました資料のほうを確認したいと思います。事前配付の資料は本日の会議次第1枚、資料2、第5次町田市障がい者計画付属資料（進行管理用）2017年度実績反映版が1枚、資料3、第5次町田市障がい者計画付属資料（進行管理用）2017年度実績のまとめが1冊、資料4、第5次町田市障がい者計画付属資料、2017年度実績に対する各部会からの意見、ちょっと長くなっているやつですね。資料5、町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）第4章、2017年度までに達成をめざす成果目標の実績、資料6、町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）第5章、障害福祉サービス等の見込み量の実績、資料7、町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）第4章及び第5章、方策の実施状況、資料8、町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）振り返りに際しての各部会からの意見、資料9、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例、厚いものが1つ冊子になっています。最後、資料10、「まちだ〇ごと大作戦」のチラシ、ご送付させていただいたものは以上です。足りないもの、もしくは資料をお忘れになられている方、挙手いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

あわせて本日机の上に置かせていただきました資料をご説明します。資料1、町田市障がい者施策推進協議会委員名簿（2018年7月～）、ホチキスどめのものが1つ、資料4、追加資料、先ほどの事前送付に追加ということで第5次町田市障がい者計画付属資料、各部会からの意見の就労生活支援部会の部分になります。同じく追加資料、資料8、町田市障がい福祉事業計画、

振り返りに関しての各部会からの意見、就労生活支援部会部分になります。あわせて、本日、さるびあ会のほうからチラシが1枚、皆様の机上にきれいな花柄のチラシが置いてありますが、そちらは後ほどさるびあ会坂本委員のほうからご紹介いただきますので、事前に配付させていただいております。大丈夫でしょうか。なお、本日、第5次町田市障がい者計画、町田市障がい福祉事業計画をごらんいただくかもしれませんが、ご必要な方がおられましたら挙手をよろしく願いいたします。大丈夫ですか。

それでは、(2)新委員の紹介に移ります。協議会委員に一部変更がございましたので資料1をごらんください。町田市障がい者施策推進協議会委員名簿(2018年7月～)になりますが、このたび町田市歯科医師会の音琴三郎委員が退任され、長崎敏宏委員が新たに着任されております。ここで長崎委員に一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○長崎委員　こんばんは、はじめまして。町田市歯科医師会副会長の長崎と申します。

今回よりこの会議に出席させていただきますけれども、何分ふなれでございましてので勉強させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○中島担当課長　ありがとうございます。

本来であれば市長より委嘱状をお渡しすべきところですが、今回は後日ご郵送とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、これより進行を岩崎会長にお渡しいたしたいと思います。岩崎会長、よろしく願いします。

○岩崎会長　皆さん、こんにちは。

それでは、議事のほうを進めていきたいと思います。次第の3、議事1、第5次町田市障がい者計画の振り返りを行います。既に各部会で振り返りを行っておりますので、その報告をしていただいてから皆さんからの意見をお伺いしたいと思います。まず最初に、資料について事務局から説明をお願いします。その後で各部会から、各部会で振り返りを行った際に出た意見について報告をしてください。

○後藤主任　それでは、事務局のほうからまず資料についてご説明させていただければと思います。まず第5次町田市障がい者計画の振り返りということで、資料2と3と4について説明させていただきます。お手元にご用意いただければと思います。

まず、資料2についてです。こちらは第5次町田市障がい者計画付属資料(進行管理用)2017年度実績反映版という冊子になっております。こちらは通称、実行プランという名称で策定した第5次障がい者計画の付属資料になっておりまして、こちらに2017年度の実績を各課に

照会いたしまして、そちらを反映したものになっております。

資料の見方についてですが、冊子の4ページをごらんください。こちら、冊子の4ページに「ページの見方」というところがございます、ページの下部の取り組み結果というところがあるんですけども、こちらにそれぞれの取り組みについて、2017年度の評価と取り組み内容がそれぞれの事業について入力されています。評価ですが、二重丸、丸、三角の3段階で各課に自己評価を行っていただきました。二重丸は目標以上に進んでいる、丸は目標どおりに進んでいる、三角は目標を下回っているということになります。各年度ごとにこの評価を行っていくこととなります。資料2の一番最終ページに進捗管理のスケジュール表があります。こちらは2018年度、19年度と続いていきまして、毎年このような形で振り返りを行っていくというような形でスケジュールを書いてあります。今年度も振り返りを行いまして、また次年度以降は、今回は7月になってしまったんですが、次年度以降は6月中旬に協議会に諮りまして、各課の7月の予算編成に反映できるようにしていく予定になっております。

続きまして、資料3についてです。第5次町田市障がい者計画付属資料（進行管理用）2017年度実績のまとめという資料になります。こちらは、それぞれの取り組みごとの評価をまとめて集計したものになっております。取り組み項目は全部で62項目ありまして、二重丸が11項目で18%、丸が39項目で63%、三角が2項目で3%となっております。ハイフンで表示されている10項目、こちらは2018年度以降に実施する事業となっております、10項目で16%となっております。

資料4についてです。第5次町田市障がい者計画付属資料（進行管理用）2017年度実績に対する各部会からの意見というものになっております。こちらは先ほどの資料2と3を使いまして各部会で振り返りをした際に出た意見を、一覧にまとめたものになっております。こちらは就労生活支援部会については、開催日の関係で、本日追加資料として配付した資料4（追加）というものになっておりますので、あわせてごらんいただければと思います。こちらの内容の中で一番右側に、「意見に対する回答」という項目があるんですけども、こちらは基本的に障がい福祉課の所管する事業についての障がい福祉課の回答となっております。他課の所管する事業につきましては、この協議会が終わった後に、各部会の意見とこの協議会で出た意見を伝えさせていただいてという形になっております。

資料の説明としては以上になります。

○岩崎会長 ありがとうございます。

では、まず障がい者計画部会での意見について小野部会長からお願いいたします。

○小野委員 資料4ですね。主にナンバーが振ってありますけれども、1番から裏面の20番までが障がい者計画部会で出された意見。意見の内容は縦の列の右から2列目ですね。その特徴点を紹介をしておきます。

まず「暮らすこと」が障がいのある人の暮らしをどう支えていくかということについての意見、その実行プランの内容についての評価の意見が多く出されました。例えばナンバー2のところで言うと「暮らすこと」の訪問等相談事業、保健所の所管になるんですが、要するに保健師さんが窓口になって難病の相談を受けた件数が1,197件あるんだけれども、これが障がい福祉のサービスにどうつながっていったのかというような質問がありました。そこでの回答は右側にあるようですけれども、実際には、保健所から障がい福祉課のほうに情報が提供されて支援につながったケースはあるけれども、統計をとっていないということでした。ただ、やっぱりそこはもう少し連携を密にすべきじゃないかと。

それから単独型ショートステイの相談2件については、計画検討中なのでまだ公表はできない。

それから4番のところで言うと、ショートステイも大切なんだけれども、その支援の内容をどう引き上げていくかということが今後課題になるという、これは意見でした。

それから、今度は移動についてですね。町田市には障がいのある人の移動支援、これは月18時間という上限があるんですが、この移動支援について近隣の自治体の調査を実施するという目標になっていた。そこで調査を実施したんだけれども、まだ集計途中で公表ができないということ。

7番目のところと8番目のところなんですけれども、タクシー券の交付というサービスがあります。これについては、今日、風間委員が独自に、その8番のところを書いてありますが、身障協会のほうで集約して、これは実際、風間委員がこつこつと作ってくれた資料なんです、後ほど各自治体のタクシー券の交付状況について風間委員にご説明いただきます。なお、この資料は障がい者計画部会でも配付しています。

それから9番目のところではグループホーム、9番、10番、11番までがグループホームの関係ですね。四、五人の障がいのある人が地域で共同生活をする、あるいはアパート形式で生活をするという場ですが、まず整備費のところでは金額が少ないんじゃないかという意見が出ましたが、これは市として計上しているもので、別枠で東京都としても補助を実施しているという回答でした。

それから支援の人材確保が非常に困難、これは訪問支援などもそうなんですけれども、特に

夜間支援、夜勤の支援、宿直の支援などの人材の確保が本当に困難なんですね。ただ、これについて回答としては、都の新たなネットサイトが開設をしているということで、そういったところの情報提供をとという回答だったんですが、そういったサービスは前からあるんですね。それでも確保できないという現状の議論でとどまりました。

それから、もう一つが重度の知的障がいと身体障がいをあわせ持っている障がいのある方を支援する施設に、市独自の補助を実施しているところがあります。そこの調査を今回のプランで立てましたが、23区では6区、町田市を除く25市では1市だけということでした。今後、検討をしていきたいと思いますということでした。

日中活動についてと働くことについては、その2つの項目ですね。次に12番、13番。町田市が2名の知的障がいの方の雇用を始めています。今後この2名を継続していただければなくて、新たに新規の雇用を広げてほしいという意見で、それを今後検討していくということでした。

それから裏面の14番、15番、16番は町田市内に5カ所設置した障がい者支援センターや、あと障がい者版のケアプランとも言えるんですが、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者、そういったところの連携のあり方ですね。そこでの例えば指定特定相談支援事業者の連絡会、この検討の内容についての質問、それから障がい者支援センターの連絡会の情報提供がもっと頻繁にあるべきではないかという意見、それからピアサポート（当事者による当事者の相談支援）に関する意見が出されましたが、回答はそこに書いてあるとおりです。

保健・医療のところでは17番、18番で出されていますが、特に17番はこういった事例があるということでの問題提起なんなんですが、18番のところでは難病の団体というか、難病の当事者の方の意見なんなんですが、やはり実行プランの中でも難病に特化したニーズで、十分な計画の具体化というのが難しいねと、むしろ当事者のネットワークをつくりやすい状況がもっとできないだろうかという意見でした。

19番が、障害者差別解消法という法律が国にはあります。後ほど東京都がこの6月議会で制定した障がい者差別解消の東京都の条例がありますが、町田市でも同様のルールづくりをすべきではないかと、三多摩では八王子市、国立市、立川市、そして小金井市が策定をして、できています。今準備に入っている自治体もあるんですが、実際、町田市でも飲食店などで補助犬の同行で入店を拒まれてしまうという例がまだある。そういった点では条例化していく必要があるんじゃないかということで、そのルールづくりというのを条例にしていく上では、東京都の条例が10月1日から施行されるので、それを見ながら市の方針を検討していくという回答でした。

そして最後に、巻末のスケジュールについて意見が出されましたが、ここがとても重要になってくるんですけども、今日お手元の資料で言うと資料2の一番最後のページにつけてある、2018年度からのこの実行プランの進捗管理のスケジュールです。山場は2019年度に入ってきます。現在、皆さんが委員をしていただいている任期が2019年度の10月までになるんですが、ここが今日実施しているような例えば2018年7月、状況報告を今しています。もちろん2019年度にもそうするんですが、次に、もう一回検証作業に入っていくのが2019年になってきます。ですから、そういったスケジュール管理で今後進めていくということになるので、この点は今後の計画の進捗では非常に重要になるということを確認して終わりました。

以上です。

○小野委員 風間さんのほうからタクシー券の資料を作成していただいたので、時間は十分とれないんですけども、簡単に紹介をお願いします。

○風間委員 はい、簡単にご説明します。

A3の大きい紙なんですけど、今までこういう資料は障がい者団体の上部組織であるのかなと思っていましたが、ないということなので、急遽ネットから一つずつ拾い出しまして、書き出してみました。ですので間違いもあるかと思いますが、大方のことはつかめるのかと思います。

障がい者が移動するのに町田市では共同配車センターというのがありますが、ちょっと利便性に欠けるものなので、やはりタクシー券というのは23区特別区には全てありますし、この表のように多摩30市町村、大方あるんですね。上から八王子から人口の順に記してあります。市で無いところが青梅市と町田だけです、タクシー券というのはね。下のほうの日の出町というところが、1万6,000人の人口である小さな町ですら出しているんですね。それで、いわゆるタクシー券とガソリン補助というようなことで大方のところはされているんですが、どちらか選択するように大方なっているようですが、中には両方大丈夫だということもあったかと思っています。

全ての障がい者が、タクシー券というのはすぐ使えるということなので、ほかの市町村でなされているということは、やはりあったほうがいいのか、必要なんだということで、各市町村、23区も全てですが、出されているわけです。ですので、町田では通院費の交通費助成ということですが、出ていることは出ているのですが、最低ラインが2,500円、その上からなんですね。ほかのところはそんなところは1カ所もありません。何でこの多摩第2の福祉都市町田が、こういうことでいいんだろうか。初めてこういう資料を公の場に出させていただいて、今後役に立てればいいのかと思ひまして提出させていただきました。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

そうしたら、相談支援部会のほうから堤部会長、お願いいたします。

○堤委員 堤です。

今の移動、タクシー券も移動のことですが、こちらの資料4のほうの「暮らすこと」でも、やっぱり移動に関するところでのまず質問ですが、これは移動支援の話なんですけれども、先ほど計画部会のほうでも、まだ集計中なので細かいことはわかりませんというような話がありましたけれども、ただ、町田の支給量18時間というのは、これはほかの自治体と比べて多いほうなのか少ないほうなのかという質問をしたところ、これは少ないほうですと、多いところでは50時間ぐらいのところもありますというようなお返事があったので、なるべく多くしてくださいみたいな意見がありました。

それから、その次の「暮らすこと」ということについてですけれども、重い障がいがある人のグループホームにおける取り組みというところで、やはり障がいの重い人たちに関しては、グループホームは本当に少ないために町田から離れざるを得ないという状況があるというお話で、これは検討を継続するというお話でした。

優先調達の推進については、実際にどのようなものかというのはここにある回答のとおりで、物品としてはトイレトペーパー等々というお話でした。

それから「相談すること」についての合同研修センターで、これは評価が二重丸になっているんですけれども、要するに目標値が6回に対して実際に行った研修が12回というところで二重丸になっているようなんですけれども、その目標というのが回数で設定されているということよりも、何が達成されたかという内容を問うべきではないかという意見がありまして、なので今、支援センターのほう、やはり結構利用する人からの批判というか、かなりいろいろ出てきているという現状もあって、だからやっぱり回数ではなくて中身をどういうふうにするかということで、今後の効果についても評価のことで考えていきたいというのがお返事としてはありました。

まちプラ目標値が2020年までしかなかったけれども、これはこれで終了するわけではないという、このお返事のとおりです。

あと最後の「相談すること」というのについては、基幹相談支援センターについて民間委託の予定はないのかというご質問で、割とこれは行政が基幹相談支援センターをやっているところって比較的少ないんですけれども、でも、現状では今のところは民間委託の予定はないとい

うお話で終わっています。

ここに書いてある以外にも、かなりいろいろな意見というか感想というかはたしか出ていたように記憶はしているんですが、このような内容で一応あるのと、特に強調すべきは、やっぱり目標値については、本当に中身でどういう基準をつくっていくかということが重要なんじゃないかなというのが、今の町田の相談の実態に照らしてもあるのではないかと考えています。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

続いて、就労・生活支援部会の意見について谷内部会長、お願いいたします。

○谷内委員 ご報告します。

就労・生活支援部会は7月19日に開催されましたので、本日机上で机上配付させていただきました。大きく3つなんですけれども、全て町田市知的障がい者対象非常勤嘱託員採用選考という事業名に該当します。資料4になります。

町田市役所では、2017年10月から知的障がい者の非常勤の方を採用されておりまして、それに関する3点の項目がそこに書いてあります。

まず1点目が、町田の丘学園生徒のインターンシップを受け入れた部署の職員側の障がい者に対する意識の調査をしてみてもどうかということで、回答としましては、意見として承るということになっております。

残る2つも非常に類似した質問になるんですけれども、一言で言うなら障がい理解の項目になります。2番目が、職員に対しての障がい理解の研修はしていますかということで、ご回答のほうが、障がい者や高齢者の方への対応を学ぶ研修は実施している状況ですけれども、業務の都合上、全員での参加が難しいということで、それぞれの部署の代表の方が出席をされて、それぞれの部署に持ち帰って研修内容の共有を行っているということでした。

3点目は、それと関連しまして、研修内容というのはいわゆる来庁される方たちに対する、いわゆるお客様に対しての障がい理解ではないかと。もう一つの考え方としては、今後障がい者の雇用を市役所で進めていただくために、そうした職員を受け入れるに当たっての障がい理解のような研修も必要ではないかという意見が出されました。先ほど申し上げたとおり、2017年10月に知的障がい者の方の非常勤職員を採用されていますので、それに当たって事前に市役所内での研修は行ったということなんですけれども、ぜひ引き続きこのような職員側の、職員受け入れに当たっての障がい理解の研修をしていただきたいという意見が部会の中で出されました。

以上3点でございます。

○岩崎会長 ありがとうございます。

各部会からの検討いただいた意見を踏まえた上で、この第5次町田市障がい者計画実行プランについてのご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

坂本さん。

○坂本委員 どうもありがとうございます。委員の坂本ですけれども、3つぐらいあるんですが、1つは今回、保健・医療というので一緒に保健所の一応データも出してもらいましてありがとうございます。この中で先ほど説明がありました難病の方について1,197件の難病相談がありました。保健所ですね、資料4のほうですが、それで、一応これだけの相談件数があるということは、難病で大体月に100件当たりだというような計算、単純計算ですね。そうすると、これに対して月に100件ですとかなり相談件数が多いなということなんですけれども、それで、逆に言いますと、今度は精神病とか、この関係の相談件数がどのくらいあったかというのを出してもらえないかというところをお願いしたいと思います。

それともう一つ、次の相談部会のほうの資料で同じ資料4ですけれども、今、障がい者支援センターということで出されていて、これが東京都で出している「道しるべ」という資料なんですけど、この中にやっぱり5センターということと、市役所の機関で一応6つの箇所が町田市としてはありますということで、それが東京都のほうで各市町村では町田市が先覚的な形を作りましたと。そこで、精神の相談のところですが、これを作るときにどういう施策と目的と効果を考えてやったかを、できれば説明していただきたい。それと2年たちましたんで、この辺の効果がどのような状況だったかを教えていただければと思います。

それから、まちプラについて、やっぱり同じ資料4の25ですけれども、これもやっぱり相談を受けるところですが、精神のところを受けてもらえる相談所はここが基幹になるのか、あるいはどこが基幹で受けているのか、この辺を施策のほうの企画されましたところで説明していただければと思います。

以上です。

○岩崎会長 今のご意見は、精神に関係したところの数値を……

○坂本委員 出してもらいたいということと、それから5センターにプラス1、それからまちプラの相談ということで、精神関係についても全部そこで受けってもらえるという形で約2年実行されていますよね。この効果、費用対効果というのがありますが、成果としてやっぱり5センターに分散したことによっての成果が上がっているのかどうかと、今まで市役所で全部受けていた話を5センターに分けたわけですから、政策がうまくいっているかどうかを評価しても

らいたいというのが質問の内容です。

○岩崎会長 相談の件数というのは事業計画ですか。

事務局にちょっとお尋ねしますが、相談の件数というのを数値目標にしていましたよね。

○中島担当課長 事務局、中島です。

今、委員の坂本さんのほうからお話があったのは計画部会のナンバー2、難病のほうで取り組み結果で延べ1,197件の難病相談があったということで、同じく精神のデータも教えてほしいということであったかと思うんですが、今、会長がおっしゃっていただいたように、今回の実行プランの中で例えば保健所であったりとかの精神のデータを基準というか、目標値とかに入れている項目は特にないので、この実行プランの中でデータをお伝えするとすると……

○坂本委員 すみません、実行プランでなくて実績は各保健予防課で作っているんじゃないかと思えますけれども。だから、その辺の情報開示をしていただければ。

○中島担当課長 おっしゃるとおり各所でデータは作っているかと思うんですけれども、今のこの計画の議論の中でデータをお伝えするという事は、ちょっと申しわけないんですが、でき……

○坂本委員 情報開示できないということですね。

○中島担当課長 情報開示というか、情報開示ができないわけではなくて、この場でそれをするのはちょっとそぐわないので、保健所のほうにどういった形でその辺のデータを市民の方にお伝えできるのかということを確認した上、坂本委員にはお伝えしたいと思いますが。

○坂本委員 これは資料3のほうでも、訪問等相談事業という資料3のP3-2の「暮らすこと」P16とありまして、これは二重丸になっているんですよ。それで、保健所の保健予防課がこれだけの評価をしているということなんで、難病についてこれだけの一応件数を受けているということですから、精神関係もどうかなということで質問いたしました。この場では返答できないと思いますので、また後で教えていただければと。

それで次のあれに進んでいただけますか。5カ所の相談について。

○岡統括係長 事務局、岡です。

障がい者支援センターの5カ所の実績ということでお尋ねかと思えます。手元に正確な数字がなくてざっくりした回答になるかと思うんですけれども、2015年度、2016年の2月、3月で5カ所、順次開所しておるんですけれども、2016年度の5カ所の数値で言いますと、2016年度、来所の件数が5,762件、5カ所トータルですね。電話の件数が8,279件。これは内訳といたしま

しては、来所5,762の内訳、申請が3,898、相談が1,864、電話8,279件の内訳としては、申請の問い合わせについてが3,929件、そして電話による相談が4,350件と、また、2017年度につきましては5カ所全体で来所が7,240件、内訳としては申請が5,441、相談が1,799、電話が9,298、内訳としては、申請に関する問い合わせが3,954件、電話による相談が5,344件ということで、件数としては2カ年度で右肩上がりに推移しているというような状況でございます。

障がい福祉課の窓口としては、そのセンターができたことで相談自体は全くセンターのほうに委託をしておりますので、基幹の虐待の件数等は残るんですけども、一般相談としての件数としてはセンターのほうの件数に入ります。申請のほうの件数は、今、数が手元にないので申しわけないんですけども、大まかな状況としては、前は開設した効果によって18%から20%程度来庁者が減っていると、センターのほうに移行しているというような状況でございます。

以上です。

○坂本委員 すみません、質問をしたのは、精神のところの関連でちょっと質問したんですが、精神というのは、どちらかというと引きこもっている状態から相談に行くまでにすごく時間がかかるので、精神関係のデータとか数字というのはあるんですかという質問だったんですよ。それから相談のところですが、これはうまく機能しているのかどうか、精神関係、その辺のちょっと質問だったんです。

○岩崎会長 坂本委員がそのことをすごく気になるのはよくわかるんですね。ただ、今回のこの計画でいくと、町田市の障がい者計画で理念計画を作って、それをもとに役所のほうで進行政管理用のある意味ではその実績を、そのプランに対応するものとしてこういう計画を出してきて、それがどこまで今回実行できたのかということできてきているんですけども、そういう意味で言うと、実は今度もし次につくる計画、プランというのが、理念計画とある意味では実行プランというのを両方やるとすれば、例えばその数値目標の立て方そのものが、例えば精神という形で言うと、きちんと相談が機能をしているかどうかという指標を入れるべきだということを議論したりとか、それは多分、次の議論につながっていくと思うんですね。今回のこの精神に関してというのは数値目標に全く上がっていないので、その辺はこれでは見えてこないと思うんですけども。

○坂本委員 これを質問したのも、「道しるべ」というのは精神関係の東京都で出している雑誌なんですね。その中で町田市だけが一応センターを作って、ほかの市町村ではやっていないんで、特殊な一つのやり方を考えたなというふうに、それで単純なる質問なんです。

○岩崎会長 ご質問のご意図はよくわかるんですが、今の議題そのものが第5次町田市障がい者計画の進行管理用についてに関するご意見です。少し申しわけございませんが。

他はいかがでしょうか。

でも、今のご指摘はすごく重要なところで、その中で本来の町田市の障がい者計画の中で、本来だったらそういったところも数値計画化したりとか目標値をきちんと立てるべきであったということは、当然漏れていることがいっぱいあると思うんですね。それは次の議論で計画を立てるところで生かしていく必要があるのかなと思いますけれども。

○坂本委員 最後一言だけ。やっぱり精神のところの特性を少し考えてもらいたいなど。それで、実際には引きこもっている状態の人が電話なりあるいは相談所に行くということは、まず不可能に近いのかなと。だから、そうするとある程度の相談できる状態の人が行っているということですね。ですから計画をつくる時に障がい者計画というのはありますけれども、福祉事業計画、4期ですね。これなんかでも本当は移行の話も、精神障がい者の保健手帳保持者の内訳なんていうのがありまして、この数字からいきますと約、今7,000ぐらいだったんですよ。ところが、手帳を持っている人は3,000ちょっとしか、大体半分しかない。そうすると精神関係のところについての情報も少し整理してもらわないと、これは何か手帳の所持者だけで障がい者計画が進められているんじゃないかなということも含めて今質問いたしましたので、ぜひ考慮していただきたいなと思います。

○岩崎会長 他はいかがでしょうか。

森山さん。

○森山委員 資料を私も計画部会で見せていただきまして、本当にたくさんの項目を評価していただいたなというところです。評価もほぼほぼ丸、二重丸というところで、すごい町田市頑張っていて進められているんじゃないかなというふうなことを感じています。

そういう中で、先ほど各部会からの意見で上がってきたタクシー券の件ですとか移動支援の件ですとか、町田市独自で進めていく町田市の特色というのも大事ですけれども、やっぱり他市と比べて余りにも町田市が少ないかなと、ちょっと他市に比べて劣っているかなという部分に関しては、どういう形で進めていくのかというのをやっぱり具体的にしていきたいなというところは感じたところです。これは私の意見です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

他はご意見いかがでしょうか。いかがですか。

いろんな方にご意見いただいて、確かにこの資料3を見るとすごく頑張っているというふう

に見えている。でも、実際にこれは、こういう出すというようなことはすごくいいことだと思うんですね。今まではこういうのはなかったわけですから、やっぱりそういったことがきちんと、自分たちで目標を立てて、障がい問題に対して障がいの関係の部署じゃないところも、そういうことを意識して政策を行っていくということがすごく重要なことだと思うんですけども、ただ、いろんな方々のご意見や部会の方のご意見もありましたけれども、必ずしも本当にこれだけでいいのかということであったりとか、それとも、その目標の立て方そのものが、もう少しその内容であったり質であったりとか、そういったことも必要なんじゃないかという貴重なご意見をいただいたというふうに思います。これは、ちょっと今回のこの計画そのものの中では生かせないんですけども、次の計画をまた立てなければいけないので、そういった中でもう少しこの次の計画のときにはバージョンアップしたものを立てることによって、少しでも町田市の障がい者の福祉が進めばいいのかなというふうに思っております。

それでは、以上のような形でこれについての検討はよろしいでしょうか。

それでは、以上のご意見をぜひ事務局のほうから担当各課に伝えていただいて、計画が着実に進行するように、また、来年度に関しては少し進捗管理について時期の問題についても小野委員からご意見が出たと思いますので、ぜひ来年度はもう少し早目に進行できるように、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、2、町田市障がい者福祉事業計画、第4期の振り返りを行いたいと思います。

計画が似たような名前ばかりで大変恐縮なんですけれども、今度のはかなり具体的な事業計画に関して、ある意味では国がこれについて事業計画を立てなさいと言われていて、数値目標を立てなさいと言われていてのものになるわけなんですけれども、これも来期についてはできれば一本化をしたいというふうに考えておりますが、現在においては、今の障がい者計画と障がい福祉事業計画というの2本立てになっております。この第5期の計画を立てなければいけないわけなんですけれども、2017年度時点で振り返りを行って第5期計画にも反映させていきますけれども、今回が最終的な総括になるということです。障がい福祉事業計画については既に各部会で振り返りを行っておりますので、その報告をいただいた後で皆さんのご意見をいただきたいと思います。まず最初に、資料について事務局からのご説明をお願いいたします。その後で各部会長から、各部会で振り返りを行った際に出た意見について報告をしてください。

では、よろしくお願いいたします。

○後藤主任 障がい福祉課の後藤です。事務局のほうから資料の説明をさせていただきます。

こちら、資料の5から8になります。まず資料5、6、7が、こちらが町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）についての実績の最終版ということになります。こちらの第4期の計画期間が2015年4月から2018年3月末までということで、最終的な数値が確定したということになります。こちらの資料5、6、7を用いまして各部会で振り返りを行ってもらい、そこで出た意見をまとめたものが資料8になっています。資料8について、先ほどの実行プランと同様に就労・生活支援部会の意見については、本日の追加資料の資料8（追加）というものにまとめられております。

まず、資料5が町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）第4章の「2017年度までに達成をめざす成果目標の実績」というものになっております。続いて資料6が、町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）第5章「障害福祉サービス等の見込量の実績」というものになっております。続いて資料7が、町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）の第4章及び第5章の「方策の実施状況」になっております。こちら、4期計画での方策とその実際の実施状況と評価が入っております、評価がこちらは障がい福祉課の自己評価になるんですけども、こちらの評価が三角、バツだったものについては、引き続き第5期計画でも続いてやっていかなければならないというところで、こちら、第5期計画にどのように反映されているかということについて書いてあります。

続いて資料8と資料8の追加が、こちらが振り返りに際して各部会から出た意見になっております。資料8のほうについてちょっと補足説明なんですけれども、すみません。資料8の1ページ、障がい者計画部会事業計画分会というふうにあるんですけども、こちらは障がい者計画部会のほうで振り返りを行う際に、部会の中からさらに事業計画分会というものを開催いたしまして、特にこちら、計画を立てる際にも計画分会として行ったものなんですけど、ちょっと細かい数値の話が出てくるというところで、特に選出されたメンバーを選びまして、より詳しい内容について振り返っていったという経緯がございます。こちらが事業計画分会という名前で行っておいりましたので、そういった記載になっております。

また、こちらの事業計画分会についてと、あと相談支援部会についての該当の章というところが右端のところにあるんですけども、こちら「資料1第4章」ですとか、そういった書き方になってしまっているんですけども、こちらの資料1というのが、すみません、各部会で振り返りを行ったときの資料番号に対応してしまっておりまして、なので、この資料1ですとか、その資料番号は無視していただければと思います。第4章ですとか第5章とか、そういった章のところと、ページ数のところは第4期計画に対応したものになっておりますので、大変見づら

い資料になってしまって申しわけないんですけども、そちらの計画でどこに該当しているのかというところ、あとは方策については、先ほどの資料7ですとかそういったところと見比べていただくとわかりやすいかなと思います。こちら不備がございまして申しわけございませんでした。

資料について事務局からの説明は以上になります。

○岩崎会長 ありがとうございます。

では、障がい者計画部会の意見について、小野部会長、お願いします。

○小野委員 先ほど事務局のほうから、資料8の表の組み立てがそれぞれの個別の資料と対応していないのでちょっと説明というか、この該当の章というのは見ないで、この資料8を見ながら資料5、資料6、資料7を見ていただくのがいいかなと思います。初めての委員の方もいらっしゃるって、まだ先ほども障がい者計画の実行プランを議論して、今度は福祉事業計画で、岩崎会長のほうからも簡単に説明がありましたが、要するに先ほど意見を述べていただいたというか、議論していただいた障がい者計画というのは障害者基本法に基づく計画です。その実行プランというものを昨年つくったんですね。この先ほど議論していただいた障がい者計画のほうは福祉に限らない。環境や道路やアクセス、コミュニケーション、障がいのある人たちが地域社会で暮らして生きていく上で全ての領域にまたがる計画なんですね。

この後、各部会から進捗状況とか第4期の計画の到達の評価を紹介してもらうのは、障害者総合支援法という、旧自立支援法なんですけど、福祉と福祉的就労など、要するに福祉と就労サービスに限定した計画になります。これは介護保険と同じように、先ほど実行プラン、障がい者計画で実行プランを新たに立てたということで紹介がありましたけれども、要するに障がい者計画のほうは数値目標を立てなくてもいいんですね。でも、この福祉事業計画のほうは、介護保険の計画と同様に数値目標、見込み量を立てないといけない。

資料5が、要するにこれは全般的な政策目標ですね。地域生活への移行とか一般就労への移行とかという、これは国が指定している政策目標ですね。資料6にあるのが、これが個別のホームヘルプ、例えば一番上の訪問系サービス、居宅介護というのはホームヘルプサービスですね。それから重度訪問介護というのは、重度の身体障がいのある方の家事や身体の介助や移動もひっくるめて、今度は入院中の介護もできるという、そういう自由に自在に使える比較的時間数も長いサービスですね。それから③の同行援護というのは視覚障がいの方の移動介護、④の行動援護は自閉症の知的障がいの重い方の移動介護ということです。日中サービス系というのも、そのそれぞれ名称を読んでもよくわからないところがあると思うんですが、日中活動に

係る生活介護というのは主に重い障がいがある方の日中の活動支援で、自立訓練というのは期限つきの生活機能等の訓練で、就労関係は福祉的就労に係る施策ですね。一番下がグループホームで、もう一つ資料7のA3のものは、これらの見込み量を達成していくために方策を立てました。その方策の実施状況を評価して、できているか、できていないかが、三角、丸、バツですね。ホームヘルプサービスを確保するのにこんな方策をやりましょう、立てたものができるか、できていないかという評価です。

ただ、これは障がい者計画の部会の分会で出た意見ですが、あと幹事会ですね。このA3の資料の一番右端は今年から始まっている第5期の計画の方策にどういうふうに盛り込んだかということに記載しています。ごめんなさい、事務局の説明をちょっと補足をさせていただいたので時間が超過してしまいましたが、というこの資料5、6、7を見ながら資料8の説明を聞いていただきたいと思います。

障がい者計画部会の分会では、これらの見込み量のホームヘルプサービスが足りたんだろうか、グループホームは足りたんだろうかという、あるいは就労、特に就労継続支援B型という、これは非雇用になるんですが、特に精神の方の利用が多いんですけども、それは十分足りたのか、そういった評価をしました。

まず、資料8の1番、2番、3番、これは資料5の成果目標の1ページ目の評価に当たります。要するに障害者総合支援法では5つの成果目標を立てて、その数値目標を立てます。数値目標と見込み量の違いというのは、数値目標というのはあくまでも政策目標で、見込み量というのは予算の見積もりになります。この成果目標、政策目標と言ったほうがいいんですが、まず施設入所、大規模な入所施設、町田で言うところのかわ学園や町田福祉園という、そういう大規模な入所施設、それから東京は特に都外施設というのがありまして、東京都の施設なんだけれども山形県にあったり、東京都の施設なんだけれども青森県にあったり、そういった施設もあります。例えば2013年の基準値の236人というのは、そういった都外施設に入所している人なんかも含まれます。

その中で、できるだけ地域への暮らしに移行していこうというのが第一の成果目標なんですが、これが十分に進んでおりません。この資料5の2017年度末の数字を見てもわかるんですが、マイナス1になっているんですね。これがまた読み取りにくいんですけども、2017年度末の地域生活への移行者の目標数というのは4段目の29人なんですね。2017年度末の施設入所者数の削減割合目標というのは下から2段目の10人で、部会でもちょっと出た意見なんですが、これは退所しても、退所して地域に出たとしても新たな入所があるので、プラ・マイになってい

くんですね。プラス・マイナスがあって、そのため結果が見えにくいんですね。まだ数値としては出していませんよね。事務局のほうで今積算していただいている、この4期の計画期間の間に入所施設を退所した総数を出して、入所した総数を出して、相殺をした結果、成果目標に対してどうだったのかという評価をしたほうがいだろうということで、意見としては、非常に成果が見えにくいし、委員からは、この資料8の3に書いてあるように、であるならば、どんどん地域生活に移行するために退所しているんだったら、新たな入所を認めなければいいじゃないかという意見も出ました。そこは賛否が部会の中では分かれましたが、それはそれで一つの目安だとは思いますが、いずれにしてもその成果が見えにくいので、もう少し数字の表記を退所と新たな入所の総数を入れて評価をしていきたいと思います、やっぱり地域での受け皿をもっと、地域で暮らしていく資源の整備が必要だねという意見でした。

それから、資料8の5番目の就業・生活支援センターの整備なんですけど、これは資料7、A3の用紙を見ていただきたいんですけど、資料7の下のほう、下段の福祉施設から一般就労への移行、これが成果目標の3つ目に挙がっているんですけど、入院中の精神障がい者の地域生活移行の次で、この福祉施設から一般就労への移行の真ん中辺に「就労・生活支援センター等の充実」というところがあります。そこが3項目あります。その3つ目に国制度の「就業・生活支援センター」の増設という、実は町田市に就労・生活支援センターが2か所、就労定着支援センターが3カ所あります。でも、これは全て市の単独の事業なんです。この国制度というのは、この就業・生活支援センターというのが国制度としてはあるんですけど、半分を労働部局からのお金、半分を福祉部局からのお金でまかなわれています。これを町田市に持ってきてほしいということをずっと言っているんですけど、なかなか進んでおりません。三角になっていますが、これは国、東京都に要望は毎年出していると、でも、実現していないんだからバツではないかという意見でした。

資料8の2ページ目を見ていただきたいんですけど、これもこの項目だけを見たんではとてもわかりづらいんですね。資料8の6番目、2ページの6番ですね。「基準について『試行』ではなく『実行』等にしてほしい」というのは、このA3のほうの資料7の2ページ目の一番上に訪問系サービスというのがあります。この訪問系サービスの中の3番目、支給決定基準づくりというのがあります。これの真ん中を読んでいただきたいんですけど、先ほど紹介した介護保険でも同じようにホームヘルプサービスというのがありますね。障がい独特の制度なんですけど、例に挙げてごめんなさい、堤さんのように身体障がいのある方で、やっぱりその自宅での生活をしていく上で、家事から身体介護から移動まで自由に使える重度訪問介護というサービスが

あります。それについて町田市独自の支給決定の基準を設けています。これは非常に画期的だったんですね。これを年1回程度は基準の妥当性を検討していきますという実施状況なんです。これは計画のところでは試行ではなくてむしろ実行してほしいというふうな意見でした。

資料8の7番目のところは、この資料7の表ができ上がる前の意見だったんですが、この資料7のこの一番左端の第5期計画の策定の反映内容がまだ記載されていなかったんです。それを記載をすべきだということで、第4期で立てた方策がどんな実施状況だったのか、その結果、第5期の計画では新たな方策を計画化したということの関連づけを見るために、そういう表にすべきだということで、そこは改善をしてくれています。

あと、資料8の支給決定の実績だけでなく利用実績も入れてほしい、これは仲村さん、まだ数字は入っていないですね。

○仲村担当係長 はい。

○小野委員 資料6を見ていただきたいんですけども、これが3年に1回、この障がい者施策推進協議会あるいは障がい者計画部会でも検証しているんですが、この一番上の訪問系サービス、居宅介護というところで見込み量を立てますね、第4期で。それに対して実績値が出ています。この実績値というのは支給決定、要するにそのサービスが利用できますよという支給量の決定なんですね。実際にそのサービスを利用したかどうかの実績じゃないんですよ。だから、例えば下の就労継続支援とか移行支援とか生活介護もそうですけれども、これも支給決定の実績値ですね。だから、その支給決定の実績に対して実際に利用した実績も数値化して出すべきだという意見でしたので、これは今後、資料としては改善をしていっていただくことになっています。

ちょっと時間が超過してしまいましたが、以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

次に、相談支援部会の意見について堤部会長、お願いいたします。

○堤委員 堤です。相談支援部会の報告します。

まず、資料がいっぱいあるのでちょっとついていけないのですが、資料5ですね。まず、ナンバー1の部分ですけども、資料5の2ページ目のところで、入院中の精神障がい者の生活の移行、これは全部読むと時間がないですけども、要するに障がいのある人が地域で安心して生活できる環境を整えるため、行政と民間事業者は協力して推進を図りますというような表現になっていて、この部分だけではないんですけども、例えば計画を進める上で今どんな課題があるのかを示す必要があるのではないかという、これはかなり貴重なご意見だったんです

が、だからこれこれこう図りますと、今どんな課題があって、その課題に対して目標の達成状況があって、次の計画という流れになっていくといいのではないかというのが、まず最初の意見です。

それから、地域移行支援事業に関してのたしか数字が、実績数値が出ていたかと思うんですが、実際の地域移行支援事業という制度を使わずに地域に移行している人の数というのは、かなりあるのではないか、その辺をどう考えて数字に出していくのかというご意見があったのと、それから、やはり先ほどの資料5の2ページ目で、「数値目標の設定なし」という入院中の精神障がい者があります。A3のほうの資料7のほうでも、大きい紙ですね。その1ページ目の「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」というところの上から3つ目のところに、「移行状況がわかる具体的な指標を設定します」というふうにあったんですけども、実績、実施状況の中では、これこれこういう形の指標としての生活の指標の活用は難しい状況であったというのがあって、評価はバツで、第5期計画への反映内容はなしというふうになっているものなんですけれども、これに関して国の630表、精神病院の1年以上長期入院している方の630表ですね。6月30日時点全国調査で各市町村ごとの長期入院患者が示されるというので、地域への移行状況はつかめないのかという、全く指標なしということで進めるのではなくてそういうものの活用を図れないのかという意見がありました。

3番目の地域生活拠点についてですが、これも資料7の一番左側の枠で言うと3つ目ですね。「入院中の精神障がい者」のすぐ下ですが、地域生活拠点への整備という部分があり、「検討及び整備を進めます」だけども、ここは5センターを立ち上げたというところまでが実施状況で、具体的な地域拠点のほうの話ができないまま、これもバツ評価になっているので、現状どの程度考えられているのかという意見はありましたけれども、右のほうにあるような、これから情報収集を行って生活拠点を考えていくという段階になっているというようなお話がありました。

○岩崎会長 ありがとうございます。

○堤委員 まだまだ次のページがあるんですけども、すみません、3ページ。次が、ちょっと待ってください、資料7のページで言うと3枚目ということになるんでしょうか、「相談支援」の部分なんですけれども、上から4枠目のところで「サービス等利用計画の推進」というところから、この障がい福祉サービスを新規もしくは更新申請される際に、本人の希望により計画相談支援及びセルフプランを選択できるよう行っていますというような話がありまして、ただ、そのセルフプランを選択できるような方策の中で情報提供できるようにとありますが、

実際にセルフプランをつくる支援をどこが行っているのかということと、それから現場で支援しているセルフプランやサービス等利用計画そのものについての認識がまだ市民の中では薄くて、これは何のためのと家族からも聞かれることがあるので、計画の意義が浸透されていないように感じるという意見がありました。セルフプランに対する情報提供というのは、市役所のほうで行っているというお話もありましたけれども、あるいは支援センターのほうでも、そういったセルフプランを作るときの援助は行っているということですが、これは各特定計画相談事業所でも、計画を作るだけではなくてセルフが作れるような支援というのが必要なのではないかというような意見も出ています。

それから、その次ですが、町田市では指定特定相談支援事業所はなかなか増えずに、サービス等利用計画を作成したくても進まない状況があるのに丸評価なのはどうなのかという、これは相談支援のどこに対応しているのかな。先ほど読んだところのもう一つ下のところですね。サービス利用者の状況を把握し促進するために事業所数の確保に努めますというところで、この丸になっているのは、かなりこの説明会等々で新たな事業所の指定申請に対する説明会とか促進をやってきたということに関して丸にはなっていますけれども、現状では市内では16カ所しか今のところこの指定特定相談支援事業所がないというところで、すごく努力はしているけれども、結果がなかなかついてきていないんじゃないかというような指摘と意見がありました。

それから、居住系サービスのところの高齢の問題ですね。居住系サービスは何枚目でしたっけ。2枚目に当たるんでしょうかね。居住系サービスというのの一番下のところに高齢化による影響の検討というのがあって、これはニーズ把握というのが方策だったんですけども、現状ではニーズ把握はしていませんが、今後、高齢者サービスとの連携も検討していきますということで、評価としてはバツで、次の方策に、次の反映内容についても、なしというふうに書かれていますけれども、実際に今年度から例えば共生型サービスとかいろいろ生まれているので、実際にどういうふうに連携するのかというような意見が出てきましたけれども、まだ具体的にそういった新しい制度改正に対応する実績というのは出てきていないという、そういったご意見がありました。今後も、もっとこれはちゃんとニーズ把握をしていく必要がありますねということでした。

それから、基幹相談支援センターについては、先ほどの何マニュアルでしたか、ちょっと名前が出てこないんですけども、最初に検討したほうの意見にも出ましたけれども、これは民間委託という方向性はないんですかという話がやはりここでも出ていまして、ただ、実際にはまだこれは検討中ということで、今後のほうに生かしていくということになっています。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

次に、就労・生活支援部会の意見について谷内部会長、お願いいたします。

○谷内委員 就労・生活支援部会ですが、お手元に資料8で追加と書いている資料をご準備ください。それと、先ほど堤さんも使われた資料5を見てください。

まず、資料5の3ページなんですけれども、こちらをご覧くださいますと、「福祉施設から一般就労への移行等」というページになります。表の下に「2017年度末における達成状況」ということで、数行読ませていただきます。「就労移行支援事業所等を通じて一般就労した人の数及び就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合については、目標を達成しました」と、その原因はその下に書かれています。

表をご覧くださいますと、就労移行された実数と割合が書かれております。2017年につきましては目標は達成したということなんですけれども、資料8の追加のほうをごらんいただきますと、意見が1つなんです、これまで目標値として就労者数というものが注目をされてきましたけれども、今年の2018年4月1日から、新たに総合支援法の中につくられた就労定着支援事業という事業が開始されております。町田市内でも2カ所の事業所が定着支援事業を開始したと聞いておりますけれども、こうした大きな流れの中で、今後は就労者数というだけではなく定着率、その方がその企業に就職されてどれぐらいの期間就職をされているかといったことも我々は数値目標として掲げていくと同時に、実績把握に努めていく必要があるのではないかという意見が出されました。

就労・生活支援部会からは以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

それでは、今、出されてきました各部会からの意見を踏まえた上で、町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）の振り返りについて、ご意見いただけませんかでしょうか。

じゃ、堤さん、どうぞ。

○堤委員 意見というか、確認なんですけれども、先ほどの資料8の2ページにある8の「支給決定の実績だけでなく利用実績も入れてほしい」というお話があって、私は本当に物すごく意外だったんですけれども、この訪問系サービスに出ている実績値というのは支給決定なんです。私はずっとこれは利用実績、利用時間数だとずっと思い込んでいたんですが、ここ何年かの間、これは支給決定の実績なのかというのを再度確認させてください。

○仲村担当係長 事務局、仲村と申します。

資料6にありますそれぞれのサービスで2017年度の利用者数の実績値あるいは利用時間の実績値を出しているものについては、全て1年間の総数、それぞれの時間数を割った利用実績、支給決定では本来ないです。利用の実績を出しているものの時間数ということになります。

以上です。

○堤委員 そうしますと、先ほど小野さんがおっしゃっていた利用実績も入れてほしいというのは、これ自体が利用実績だというふうに思っているんですね。

○小野委員 部会のおきに出てきた資料というのは、はい、ごめんなさい、今日出されていないもうちょっと詳細な検討をした資料があるんですけども、重度訪問介護の区分別の月別の実績を出した表ですね。それがその支給決定の数字だったので、そこに利用実績を追加いただいた。だから今の、ごめんなさい、僕の先ほどの説明が間違いでした。表6については堤さんの解釈と、今、事務局の仲村さんが説明してくれたように、ここにあるのは実績値ですね。実際に利用した時間数、利用した日数です。すみません。先ほどの説明していた資料は、部会の中で独自にもうちょっと詳細な検討をした資料です。

○岩崎会長 あと、私のほうから確認をしたいんですけども、先ほど資料5の1枚目のところの説明の中で、実質マイナス1がプラス1になっちゃっているけれども、実際には退所した人がいて、その後、新しく入っているんだというご説明だったんですが、その数値は、この一番最後の達成状況が出ているところの236人のうち延べ17、延べだからということなのかな。同じ人が出たり入ったりしているのも実カウントじゃないという意味なんですか、この17というのは。

○仲村担当係長 事務局、仲村です。

この延べはあくまでも2013年度から今回の2017年度の実績の中で延べ人数という形になりますので、13、14、15、16、17年という形での延べ人数という形です。

○岩崎会長 わざわざ延べと書いてあるけれども、同じ人が2回カウントされたりすることがあるということですか。

○仲村担当係長 基本的には、ないです。

○岩崎会長 じゃ、実人数と考えていいんですね。

○仲村担当係長 さようございます。

○岩崎会長 とすると、この人たちが地域移行支援事業を使ったかどうかはわからないけれども、とにかく退所した人はこの3年間で17人だということですね。

○仲村担当係長 そうです。

○岩崎会長 はい、了解いたしました。

はい、どうぞ。

○小野委員 先ほどの相談支援部会の指摘で、新しくなったのかなと思って、ちょっと、今インターネットを見ているんですけども、資料8の2ページの相談支援部会の2番目ですね。精神科病院の退院者数の目標の立て方って、この福祉事業計画を策定してくる中で常に悩んできたんですよね。町田市に在住していても他市の病院に入院していたり、一時期は町田市内の精神科病院の人数をカウントしたりということもやってみたことがあったんですが、どうもどこを母数にしてどういうふうにその設定していくのが難しいかと、昔、「我が国の精神保健」という冊子を毎年、厚生労働省が発行していて、その中に先ほど堤さんが指摘した2ページ目の2番にある630表というのが掲載されていたんですね。昔は都道府県単位だったんですけども、平成29年から若干データが、もうちょっと細かいデータが出て掲載されているんですけども、市町村別に出ているのかなと思ったんですが、2次医療圏なんですよ。結局、だから町田という単位では見れないんで、東京というくくりだけじゃなくて多摩南部で、それを母数にして立てるというのも一つの手かなとは思いますが、これはちょっとこの630表の加工の仕方というか、活用の仕方を検討したいなと思います。ただ、市町村、町田市としてのデータは出ていないんですね。

○中島担当課長 すみません。

○小野委員 出ているんですか。

○中島担当課長 事務局、中島です。

一応、東京都のほうから提供されているんですけども、実は毎年提供されるわけではなくて、2年に1回とかなんですね。今回、実は町田市のどこの病院というのは出ていないんですけども、この計画を作るに当たって、町田市という住所で今入院している患者さんというのは平成29年6月30日でも出てはいるんです。ただ……

○小野委員 この630表に出ているんですか。

○中島担当課長 東京都から各市町村に教えていただいて。

○小野委員 ネット上で公表されているデータじゃない。

○中島担当課長 はい、出ていないです。ただ、その数は384人というのが最新データで出ているんですが、ほかのところのでもお伝えしているように、実は皆さんもわかる平成26年の第3期の最終が339件、総入院患者数で、実はそれで見ると50人近く入院患者数がふえている形になるんですね。ただ、現実的にはグループホームも増えていますし、地域移行という数は非

常に増えてはいるんです。なので、なかなかこの630表で地域移行ができていて、できていないという評価をすること自体が、なかなか難しい状態にあります。

病院別でも実は出ておりまして、29年は出ていないんですが、26年までのでは出ているんですが、町田の場合には高齢の方が入院している精神科病院が非常に多くて、そちらが非常に入院患者数を伸ばしていつてしまっている関係で、なかなか障がいでの長期入院という概念で考えるときに、非常にこの630表での評価が難しい状況になっています。その関係で相談支援部会でも630表の活用をというお話があったときに、現実的なグループホームへの退所であったりとか、グループホームの設置数であるとか、地域移行のカウント等を並べても、なかなかこの630表と合致しないというところで、活用が難しいというお答えをさせていただいております。

○岩崎会長　じゃ、小野さん。

○小野委員　インターネット上で見る630表で言うと、疾病単位で入院者数と退院者数が出てくるじゃないですか。それは、その東京都から出されている資料にはないんですか。そうすると認知症、確かに今、認知症の方、高齢の方が精神科病院への入院というのはすごいふえているんですけども、入院患者数だけでやると、今、中島さんが言われたようなことになるけれども、疾病単位では出ていない。

○岩崎会長　そうか、認知症を除くという集計ができないんですか。過去の国の調査では、認知症を除くでいろいろ調査、データを出したりとかしていますけどね。

○中島担当課長　すみません、事務局、中島です。

今回、5期計画を作るに当たって国のほうから年齢別では少し出たんですね。町田の場合には、その630表から推計した町田の長期入院患者数というのがその384ということで出ていて、65歳以上が227人で65歳未満が157人というところですので、現実的にはかなりご高齢の方が町田のこの長期入院患者の推計の中には入ってくるので、なかなか障がい分野の基盤整備ということだけでは捉えづらいというところが、なかなか障がいの計画の値に反映しづらいというところで、今お伝えしているところになるんですね。

○岩崎会長　例えば考え方として、別に65歳以上の人たちを切るわけではないんですけども、65歳以上の人たちの支援については高齢者の計画が別にあるわけですので、だから当面は主力線を例えば場合によっては65歳以下の長期入院の患者さんの数という形にして、その数をどう減らしていくのかというふうな指標というのはあり得るかもしれないですね。

○小野委員　ちょっといろいろ見ていきましょう。

○岩崎会長 はい。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○森山委員 森山です。

実施状況のところですね。丸、三角、バツと書いているところですけども、バツに関して第5期計画で反映されているところもありますし、反映されていても、これが本当にうまく回る、また次の5期の計画を見直したときにバツになるかもしれないなとかいうところもあると思うんですね。そういうところでは具体的にどう進めていくのかですとか、また、発想を変えていくですとか、そういうことが必要になってくるのかなというふうに思っています。例えば特例子会社の補助制度もなくなりましたし、それは今後どうするのかというところでは、例えば杉並区とかは企業とタイアップして障がい者雇用を進めていこうとか、他市での取り組み等も参考にしながら進めていくことができるのかなというふうにはちょっと感じたところです。

もう一点が、障がい児の通所支援のところも、こちらの資料6ですか、こちら第4期計画までは障がい分野でということ、第5期計画からは子ども発達支援計画のところになってきているんですね。第4期計画、せっかくなので前回もちょっとお話をさせていただきましたが、放課後等デイサービス、飛躍的に今、数が伸びていますし、実績も増えているのかなというところがあります。今後も増えていくだろうなという見込みも、子ども発達支援計画で出ているのかなというふうに思いますが、例えばこの春、報酬改定があって、該当・非該当という判定がされて、そして事業所のほうも報酬が少なくなるというところでいろいろご意見のある中、この判定の見直しを町田市もしていただいたということも実際ありました。そういうところで、その進捗状況と現状をちょっと話していただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○岩崎会長 じゃ、それはいかがでしょうか、事務局のほうから。

○岡統括係長 放課後等デイサービスの報酬改定に伴う再判定の進捗状況というご質問でよろしいですか。

○森山委員 はい。

○岡統括係長 町田市、4月に国から示されたやり方で旧基準の調査で一旦やったんですけども、結果としては、今のそれぞれお子様の状態像とバランスが合わないんじゃないかといったご意見をいただきまして、5月、6月にかけて新基準の調査を行ったというところでございまして、5月1日にさかのぼるような形で改めてお子さんの指標の再決定をしていくという

ころでございます。

以上です。

○小野委員 数字は。

○岡統括係長 数字が、ちょっとごめんなさい、今、手元にはないんですけれども、全体で利用者数が734人ぐらいで、一斉調査をして回答があった件数としては580。現在で644件終了しております、全体の88%が終了しているというような状況でございます。

以上です。

○岩崎会長 よろしいですか、今のご説明で。

ほかはよろしいでしょうか。

そうしたら、この第4期の計画については、5期の計画が既にあるので特にすぐに計画に活かすというわけではないんですけれども、ただ、5期の計画のモニタリングをするときには、今回の結果を少し活かしていきながらぜひやっていただければなというふうに思います。

それでは、その他のほうに移ってよろしいでしょうか。

まず最初に、地域生活支援拠点等の整備について、事務局のほうからご説明をお願いします。

○中島担当課長 事務局、中島です。

前回の協議会の際に、次回、本日のこの協議会で地域生活支援拠点の整備について少しご説明をさせていただいて、今後の方向性をお伝えしたいということで、お話をしていたところであるんですけれども、ちょっと事務局のほうで話し合っただけで幹事会のほうにもご相談させていただいたんですが、もう少し町田市としての拠点の考え方を骨子のところを詰めてから皆さんのほうにご提案をしたほうがというご意見をいただきまして、もう少し町田市の障がい福祉課のほうで検討を深めたいと思っております、大変申しわけないんですが、今回、具体のところでの提案ができない形になっております。次回の協議会までには改めて詰めさせていただいてご提案をしたいと思うんですけれども、また、次回の提案をする前に、場合によっては地域支援拠点についての学習ということで研修会等は考えたいと思っておりますが、具体的にどのように進めるのか、どのような体制でやっていくのかということについては、大変申しわけないんですが、次回以降にご説明したいと思っております。

○岩崎会長 ということですので、これについて次回ご提案を受けて、また議論していきたいというふうに思います。

続きまして、2と3について事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○金子担当課長 事務局、金子です。

資料9をご覧ください。こちらは東京都のほうで出した東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例ということで、今回の6月の都議会において決定になり、今年の10月1日にこの条例が施行されることになりましたので、皆さんに情報提供するものです。

主な内容といたしましては簡単に説明いたしますと、めくっていただいて3ページの一番下に第七条というのがあります。その次のページをめくっていただくと、第七条の第2項に、合理的配慮の義務について書かれている条文がございます。国の障害者差別解消法においては、地方公共団体や国など行政については合理的配慮について義務化されておりました、民間事業者においては努力義務とされていたんですが、この東京都の条例においては、事業者においても合理的配慮の提供を義務づけるという内容になっております。

次に、その下の第八条ですね。専門相談体制の整備として広域支援相談員を設け、障がい者、事業者、双方からの相談を受け付けるというようなことが、こちらに書いてあるのも特徴になります。

続きまして、ページをめくっていただいて7ページに第四節、調整委員会というのがございます。紛争解決の仕組みの整備として第三者機関による調整委員会を設け、そこで手続を行っていく、あっせんの手続をするというようなことがこちらに書かれているのと、その前のページの一番下に第十三条とあるんですけども、悪質な場合については知事は勧告をするということになっているんですが、差別解消法においては勧告までしか記載がないものですが、東京都の条例においては、悪質な場合は知事は公表を行うことができるというようなことがこちらに記載されており、そこが特徴的なものとなっております。

また、次のページの7ページ目の一番下に手話についても書かれております。言語としての手話の普及ということで、東京都は手話を一つの言語であるという認識に基づいて手話の認識を広げていくというのも、この条例の一つの特徴となっております。

資料9についての説明は以上です。

資料10につきましては、今年1月から町田市のほうで取り組んでいる「まちだ〇ごと大作戦」について、こちらについてはお読みになって、もし提案するものがございましたら、ぜひ委員のほうからも提案していただけたらと思います。この資料の一番後ろに障がいの関係でも提案が実際に出ておりました、「ボッチャで町田からパラリンピック選手大作戦」というような提案もなされております。こちらについて提案をされているところが、いろいろな市役所内の関係部署と連携を図って進めていくという形になるかと思っております。

私からの説明は以上です。

○岩崎会長 今回の資料のご説明に関して何かご質問ございますか。

○小野委員 質問というよりも補足的な説明をさせていただきたいんですけれども、資料9の差別解消条例ですが、国は差別解消法を定めていて、今回、東京都が条例を定めて、その特徴は先ほど金子さんが説明していただいたとおりです。ただ、実は東京都段階で障がい者団体の交流というか、連携した取り組みをやっているんですけれども、ずっと前からこの条例は作るべきだと、千葉が作って八王子も作って埼玉も作って、各地でどんどん作っているのに東京がどうして作らないんだということをずっと東京都に訴えてきたんですが、きっかけは今度のパラリンピックですね。それを実施するに当たって、東京都にこの条例がないのは恥ずかしいというのがきっかけでした。

ただ、先ほど言ったように国の法律にない画期的な面はあります。民間の事業者に、例えば堤さんが、あの行列のできるラーメン屋さんに行きたいなと思っても段差があって行けない。その段差を解消するには多額の費用はかからない。何とかそれをこの条例を使って改善を求めたいというときに、民間事業者はしなければならない。努力しなければならないじゃなくて、やらなければいけないんですね。そういう意味では、これは画期的なんです。

ただ、4ページの合理的配慮の下に広域支援相談員という、これもその訴えを聞いて解決に導いていくという点では、あっせんとはまた違う役割なんですけど、障がい者団体のほうでは、ここに当事者を入れるべきだということを訴えてはきたんですけれども、ふたをあけてみると、実はこの広域支援相談員、1,000万都民の東京に4人、なおかつ非常勤。差別解消に至りませんという感じかなという思いでいます。東京都レベルで設定しても、設置する予定というのも何となく聞いているのは、飯田橋に東京都社会福祉協議会があるんですが、その権利擁護センターの一角に多分机を4つ置くんじゃないですかね。だから実効性があるかというのと、なかなか難しいなという感じがしています。

そう考えると、この条文の中で画期的な面があるんだけど、東京都一括ではなかなか難しいという点では、町田市で市の条例をやっぴり作らなきゃいけないということですよ、金子さん。そういうことを東京都は促していると読んだほうがいいですね。そういうきっかけにしていただけたらなと。

○岩崎会長 重要なお意見ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

○堤委員 質問いいですか。

○岩崎会長 はい、どうぞ。

○堤委員 かなり東京都は踏み込んでいるなどというのは、今、実を言うと初めて知ったんですが、すみません、情報が遅くて。仮に町田市が条例を作った場合に、町田市が東京都より踏み込んでいなかった場合には、国の基準に乗った場合には、市の条例と都の条例とどちらが優先されるのかなというのを知りたいのと、だから、それとも町田市がもし作る時は、この東京都以上のものを作らなければいけないのかどうかというのと、3つ目は町田市が作る気があるかどうかという、その3つを知りたいです。

○岩崎会長 じゃ、答えられる範囲で事務局どうぞ。

○金子担当課長 障がい福祉課、金子です。

答えられる範囲で説明したいと思います。実際に東京都の条例ができる前に東京都内26市で作っているところがあり、そこにおいてこの合理的配慮の民間事業者に義務、努力義務の規定が、ちょっと東京都と市とで違うというふうなことになっているものもあります。ですので、東京都に先駆けて作るということではなく、この東京都の条例を受けて、もし作るのであれば、うまく整合をとっていかなければいけない条例だなというふうに感じております。今年この実行プランで作るかどうかなのかの方針を決めるということになっておりますので、検討してまいりたいと思います。

○小野委員 普通、都と市町村の条例って、どっちが上位なの。

○岩崎会長 どっちが上位というか、より厳しいほうを自分が適用すればいい、主張すれば。

○小野委員 なるほど。

○井上委員 これは従前から長い蓄積を持っておりまして、基本的に、これについては今、先生がおっしゃったとおりで、基本的に東京都の中に町田市はありますので、上位・下位という意味ではなくて、東京都の条例よりも町田市の条例がある意味じゃ規制というんですか、踏み込みが弱かったりした場合には東京都の条例が適用になります。ですから、その点は事実上町田市のその部分は無効になってしまうと考えていただいているんです。

ただ、大変おもしろいことに、これは福祉のまちづくり条例が典型的なんですけれども、東京都はおもしろい文章を作っているんですね。東京都の条例よりも、砕けた言い方をすると、厳しいルールを各自治体が設けている場合は、その部分は東京都は無効になるというふうな書き方をしている。それを逆用するわけです、今の。東京都の福祉のまちづくり条例と、それからあと町田市の福祉のまちづくり条例を比べてみると典型的なんですけれども、そのように今、考え方を、この条例の中にはたまたまそのような表現はありませんけれども、環境の条例や福祉の条例ではもう既にそのようなことを東京都は明文化をしております。ただ、国の法と条例

との間では、まだ争いがずっと続いているところです。

以上です。

○小野委員 そうなんですか。差別解消法のほうが優位じゃないんですか。

○井上委員 その点をはっきりしていきまして、それで町田市の市民、町田市の事業者は町田市の条例に従う義務を負うんですが、その際に罰則とかそういうものをどう設けるかによって、実効性があるかどうかは決まるわけですね。別に従わなくても何の罰もなければあれですけども、東京都の場合には例えば事業者の公表と言っていますよね。罰則的なあれで、公表以上のことは逆にしないと言っているわけですね。ですから、そこら辺の罰則規定なりでどれぐらいこの実効性を担保するかというような作りが、条例の中でまたいろいろ議論される点です。

○小野委員 補足なんですけれども、12月には東京都内の企業向けの説明会をやるそうです、東京都が。僕は武道館とか代々木の体育館とかでやるのかなと思ったら、都庁の会議室でやるそうです、1,000万都民を支える企業を集めて。

○岩崎会長 じゃ、この点に関してよろしいでしょうか。

そうしたら、本日机上配付されましたので、さるびあ会のちょっとご説明を。

○坂本委員 大分時間が押していますので手短かに話させてもらいますが、どうも統合失調とか精神関係の話が余りよく浸透していないかな、なんて自分で思っております。

それで、今回さるびあ会の家族支援事業ということで斉藤環先生、障がい者、特に発達障がいそれから統合失調とか、専門は思春期・青年期の精神病理ということでかなり有名になっておりますんで、是非「ひきこもるわが子との対話」ということで、これは家族も結構対話ができないという状態なんですね。それで皆さん方は、支援されている方は、統合失調であったり精神関係というのは回転ドア状態と言ったりしますが、まあ、出たり入ったりする状況があるということで、その点を理解していただきたいという事で、今回、講演会の情報提供をさせていただきます。

○岩崎会長 ありがとうございます。それでは、他に情報提供はございませんでしょうか。

なければ、ここで進行を事務局にお返しします。

○中島担当課長 岩崎会長ありがとうございます。では、これにて本日の会議を終了いたします。本日の次第の下方にもご案内していますが、次回第3回協議会11月を予定しております。後日、開催通知を送付させていただきますので、ご出席お願いいたします。

なお、本日お車でいらした方は、駐車券にチェックをし、無料処理のカードをお渡ししますので、担当までお声掛けください。無料処理用のカードと駐車券は1階の受付に出していただ

いて、駐車券の無料処理をしていただくのを忘れずをお願いします。本日は遅い時間までありがとうございました。

午後 8 時 3 1 分 記録終了